

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 公園緑地課

|           |   |                                  |
|-----------|---|----------------------------------|
| 不利益処分の内容  | 有料公園施設の利用承認の取消し   |                                  |
| 根拠法令等及び条項 | 栃木市公園有料公園施設に関する条例第9条第1項   |                                  |
| 処分基準      | 根拠条項  | 栃木市公園有料公園施設に関する条例第9条第1項          |
|           | 参考事項  |                                  |
|           | 設定等年月日  | 平成22年 3月29日設定<br>令和 2年 9月28日最終変更 |
|           | <p>【 基 準 】</p> <p>栃木市公園有料公園施設に関する条例抜粋<br/>(利用承認の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、若しくは変更させることができる。</p> <p>(1) この条例、この条例に基づく規則又は栃木市公園条例に違反したとき。</p> <p>(2) 利用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。</p> |                                  |